

東浦町東海豪雨災害援護資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「平成12年9月東海豪雨災害」(以下「東海豪雨災害」という。)の災害復旧のため、災害援護資金の融資を受けた者に対し、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、東浦町補助金等交付規則(昭和52年3月30日規則第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 利子補給金の交付対象者は、東海豪雨災害の災害復旧のため東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年東浦町条例第13号)第12条第1項の融資を受けた者とする。

(利子補給金額)

第3条 利子補給金の額は、定期償還により償還された金額のうち、利子相当額の2分の1の額とする。

2 前項における利子補給金は、延滞にかかる利子を除くものとする。

(期間)

第4条 利子補給金の交付対象期間は当該融資の据置期間経過後の償還期間とする。ただし、償還金の支払猶予を受けた場合は、支払猶予期間と同期間を延長するものとする。

(申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、定期償還後30日以内に災害援護資金利子補給金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、災害援護資金利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の交付決定通知書を受けた申請者は、速やかに利子補給金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付)

第8条 町長は、前条の利子補給金請求書を受理したときは、請求者に係る償還金の償還を確認後30日以内に利子補給金を交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月20日から施行する

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

災害援護資金利子補給金交付申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所

氏 名

電 話

東海豪雨災害援護資金の借入金について、第 回の定期償還金を償還したので当該償還金に係る利子補給を、東浦町東海豪雨災害援護資金利子補給金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請金額 金 _____ 円

借 入 金 額	金 円
借 入 年 月 日	年 月 日
償 還 金 区 分	第 回分償還金
償 還 年 月 日	年 月 日
償 還 金 額	金 円 (うち利子相当額 円 ①)
利 子 補 給 金 額	金 円 (①×1/2)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

災害援護資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで交付申請のありました災害援護資金子補給金については、東浦町東海豪雨災害援護資金子補給金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付します。

記

交付決定額 金 円

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に東浦町長に対して異議申立てをすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に東浦町を被告として (訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第7条関係）

災害援護資金利子補給金請求書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所

氏 名

電 話

東浦町東海豪雨災害援護資金子補給金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円